

建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定（昭和50年静岡県告示第294号）の一部を次のように改正しようとするので、当該案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については縦覧期間満了の日までに住所、氏名を記載し押印の上、静岡県知事に意見書を提出することができる。（縦覧終了日までに必着のこと。）

令和2年12月11日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 建築基準法第22条第1項の規定による区域の指定を改正する区域
縦覧する計画図のとおり
- 2 縦覧場所及び意見書提出先（次のいずれか）
静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
伊豆市役所中伊豆支所建設部都市計画課（〒410-2592 伊豆市八幡500番地の1）
- 3 縦覧期間
令和2年12月11日（金）から令和2年12月25日（金）まで
（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）